

秋田県公報

目次

| | |
|---|---|
| 公平委員会の事務の受託(九一一・市町村課)…………… | 1 |
| 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(九一二・秋田中央保健所)…………… | 1 |
| 結核予防法による医療機関の指定(九一三、九一四・秋田中央保健所)…………… | 2 |
| 道路区域の変更(九一五・道路課)…………… | 2 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| 秋田県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(一七六)…………… | 3 |
| 収用委員会告示 | |
| 秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則(一一)…………… | 3 |
| 秋田県収用委員会運営規則の一部を改正する規則(一一)…………… | 3 |

告 示

秋田県告示第九百一十一号
 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定により、にかほ市の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の第二第二項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十月二十五日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲男
 にかほ市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、にかほ市(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)(の管理及び執行については、その事務に関するこの人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合においては、これを書面で乙に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、この議会の議決した日から施行する。

秋田県告示第九百一十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十月二十五日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲男

| | | |
|------|----------------------------|------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
| 佐藤薬局 | 秋田県南秋田郡八郎潟町字中田 六十七番地二十一 | 平成十七年九月三十日 |

秋田県告示第九百十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十月二十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

| | | |
|------|----------------------------|------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 佐藤薬局 | 秋田県南秋田郡八郎潟町字中田 六十七番地二十一 | 平成十七年十月十八日 |

秋田県告示第九百十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十月二十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

| | | |
|----------|----------------------------|------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| えきまえ佐藤薬局 | 秋田県南秋田郡八郎潟町字中田 六十七番地二十一 | 平成十七年十月十八日 |

秋田県告示第九百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年十月二十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 道路の区域

| 道 路 の 種 類 | 旧 新 別 | | 路 線 名 | 区 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|-----------|-------|---------|--|--|-------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | |
| 県 道 | 新 | 旧 | 小安温泉椿川線 | 湯沢市皆瀬字下生内一四〇番一地从先から湯沢市皆瀬字下生内一三八番四地先まで | 一七・〇〇～三九・〇〇 | 〇・〇六五 |
| | | | | 湯沢市皆瀬字下生内一四〇番一地从先から湯沢市皆瀬字下生内一三三八番四地先まで | 一八・〇〇～三九・〇〇 | 〇・〇六五 |
| 新 | 旧 | 小安温泉椿川線 | 湯沢市皆瀬字下生内一四〇番一地从先から湯沢市皆瀬字下生内一三三八番四地先まで | 湯沢市皆瀬字下生内一四〇番一地从先から湯沢市皆瀬字下生内一三三八番四地先まで | 一八・〇〇～三九・〇〇 | 〇・〇六五 |
| | | | | 湯沢市皆瀬字下生内一四〇番一地从先から湯沢市皆瀬字下生内一三三八番四地先まで | 一七・〇〇～三九・〇〇 | 〇・〇六五 |

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十七年十月二十五日から同年十一月七日まで

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十六号

秋田県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年十月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋田県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

2 条例第九条第一項の規定による公開請求書の提出は、前項の行政文書公開請求書をフアクシミリ又は電子メールを利用して送信することにより行うことができる。

附則

この規程は、平成十七年十月二十五日から施行する。

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第一号

秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十月二十五日

秋田県収用委員会会長 豊口祐一

秋田県収用委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

2 条例第九条第一項の規定による公開請求書の提出は、前項の行政文書公開請求書をフアクシミリ又は電子メールを利用して送信することにより行うことができる。

附則

この規則は、平成十七年十月二十五日から施行する。

秋田県収用委員会告示第二号

秋田県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十七年十月二十五日

秋田県収用委員会会長 豊口祐一

秋田県収用委員会運営規則（昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「つえ、」を削る。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十七年九月二十七日（第七百十三号）掲載の秋田県告示第八百五号（道路区域の変更）

（印刷誤り）
五 終りから三
六 二 } 字上野一六〇番八地先 字上野一〇六番八地先

平成十七年九月二十七日（第七百十三号）掲載の秋田県告示第八百九号（道路区域の変更）

（原稿誤り）
七 ページの表中

| | | | |
|-----|---------------------|----|---------------|
| 区 間 | 大仙市内小友字上中田五三八番一〇地先内 | は、 | 大仙市内小友字上中田五三八 |
| 区 間 | 大仙市内小友字上中田五三八 | は、 | 大仙市内小友字上中田五三八 |

番一〇地先から五三八番三地先までの誤り。

番一〇から五三八番三までの誤り。

平成十七年九月二十七日(第七百十三号)掲載の秋田県告示第八百十二号(道路
区域の変更及び供用開始)

(原稿誤り)

八——終りから二——昭和豊川龍毛

——昭和豊川竜毛

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(082)876600
FAX(082)876605
E-mail:matsubara@matsubaranatsusha.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社



古紙配合率100%